

# ① 使用料対象経費の算定

## a) 財政計画等の策定・確認

使用料を算定する際の最初のプロセスであり、使用料算定の基礎となる重要な作業。下水道事業を実施するに当たって策定している財政計画、事業計画、経営戦略等の各種計画や総合的なまちづくり計画等を確認し、以降の作業の前提となる条件、活用できる推計値等を整理。使用料算定期間における①施設の整備計画、②施設の管理計画、③職員の配置計画及び、これらの計画の前提となる④排水需要の予測がその根拠として必要。

## b) 使用料算定期間の設定

財政計画等の計画期間等も踏まえて、下水道使用料の算定のために使用料対象経費を算定する期間として、一定の使用料算定期間を設定。

下水道使用料は、日常生活に密着した公共料金としての性格から、できるだけ安定性を保つことが望まれる反面、余りに長期にわたって期間を設定することは、予測の確実性を失うこととなる。これらのことから、使用料算定期間は一般的には3年から5年程度に設定することが適当。

## c) 収支見積に基づく使用料改定の必要性の確認

現行使用料体系及び財政計画等を基に使用料算定期間中の収入・支出額をそれぞれ見積もり、財政収支バランスを確認することにより、使用料改定の必要性を判断。

なお、時宜に応じて物価水準の変動を考慮することが望ましい。

## d) 使用料対象経費の設定

財政計画を基に推計した使用料算定期間中の下水道管理運営費を算定した上で、使用料の対象とならない経費等を控除して使用料対象経費を算定する作業。控除するのは、①公費負担経費、②付帯的事業経費（し尿処理受託事業等）、③関連収入（諸手数料等）、④所要の長期前受金戻入。

## e) 収支過不足の確認

現行使用料体系を基に推計した使用料収入と使用料対象経費とを比較し、収支過不足の確認を行うとともに、使用料改定率の目安を判断する作業。改定率の程度によっては、建設計画や事業財源の見直し、段階的な改定等を検討。

## ②使用料体系の設定

算定した使用料対象経費をその経費の性質等に応じて適正に各使用者群に配賦した結果に基づき、各使用者群の使用料単価を設定。使用料が使用者の使用の態様に応じた妥当なものであることを確保するためには、各使用者群それぞれが要する経費である個別原価を適正に求め、これに基づく使用料の設定を行うことが原則。

### a)使用料対象経費の分解

使用料対象経費を構成する各経費の性質に着目して使用料対象経費を分解する作業。

- 需要家費：使用水量の多寡に係わらず主として使用者数に対応して増減する経費（検針経費、調定事務経費等）
- 固定費：使用水量及び使用者数の多寡に係わらず施設規模に応じて固定的に必要な経費（資本費、電力料金の基本料金等）
- 変動費：主として使用水量の多寡に応じて変動する経費（動力費の大部分、薬品費等）

### b)使用者群の区分

排水需要及び排水水質の態様に応じて、使用者のグルーピングを行う作業。3から9程度のグループに区分することが一般的。

### c)使用料対象経費の配賦

- 需要家費：概ね検針回数に応じて各使用者群に均一に配賦
- 固定費：①一般排水と特定排水の区分に基づき、固定費のうち資本費を各使用者群に調整して配賦  
②各使用者群の排水需要の変動に着目して各使用者群に傾斜的に配賦
- 変動費：全水量に均等に配賦

### d)使用料体系の設定

使用料対象経費の配賦結果を受け、基本使用料及び基本水量の有無、累進度の設定等の条件を加味した総合的な検討を行い使用料体系を構築。

使用料対象経費の配賦にて理論的に導出された結果を、各地方公共団体の排水需要構造のバランス等を考慮した合理的理由により調整を行い、最終的な使用料体系を形づくる作業。